

収 支 報 告 書

わだちのかい

1 政治団体の名称 轍の会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館1210号室

3 代表者の氏名 磯崎 哲史

4 会計責任者の氏名 長谷 康人

5 令和 5 年分

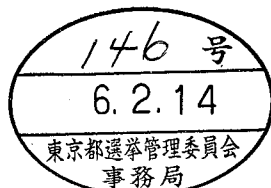
団体コード	1	2	5	0	1	7	5	9	2	0	0	1	2	0
前年繰越額	76,035,502 円													

事務担当者の氏名

電話番号

榛葉梨花

03-6550-1210



1230

会計	繰越	検算	転記		
(5)	(5)	✓ (5)	(7) (5) (5)	0	

※該当箇所には ☐ レ すること。

政治団体の区分

□ 政 党

□ 政 党 の 支 部

□ 政治資金団体

☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

☐ その他の政治団体

☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

全国（2都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☐ 無

公職の種類 参議院議員 (現・候)

資金管理団体の
の届出をした
者の氏名 磯崎 哲史

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 磯崎 哲史

公職の種類 参議院議員(現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

--	--	--	--	--	--

1	0	5	7	5	0
---	---	---	---	---	---

(その2)

全国団体用

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----	91,015,439
(前年からの繰越額) -----	76,035,502
(本年の収入額) -----	14,979,937
支 出 総 額 -----	3,127,345
翌年への繰越額 -----	87,888,094

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 -----	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数) -----	0人

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額	備 考
	(ア) 個人からの寄附	9,979,313	
	(うち特定寄附)	0	
	(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
	(ウ) 政治団体からの寄附	5,000,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)		14,979,313	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		0	
イ 政党匿名寄附		0	
合 計 (ア + イ)		14,979,313	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	
1件10万円未満のもの	624	
合 計	624	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	①.個人 2.法人・その他の団体 3.政治団体	
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
磯崎哲史	9, 979, 313	令和5. 12. 29	東京都世田谷区祖師谷4-33-21-8	参議院議員	
こ の 頁 の 小 計	9, 979, 313				
そ の 他 の 寄 附	0				
合 計	9, 979, 313				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人 2.法人・その他の団体 ③.政治団体	
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
友愛協会	3, 000, 000	令和5. 2. 15	東京都港区西新橋2-11-14	川合 孝典	
新しい政治をつくる会	2, 000, 000	令和5. 2. 28	東京都港区芝公園2-4-1	梶川 高則	
こ の 頁 の 小 計	5, 000, 000				
そ の 他 の 寄 附	0				
合 計	5, 000, 000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	428,113	
(4) 事 務 所 費	743,662	
小 計	1,171,775	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	314,670	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	320,900	ア～エの計
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	320,900	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	1,320,000	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	1,955,570	
合 計	3,127,345	

全国団体用

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		備品・消耗品費（備品費）	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
パネル作成費	21,450	令和5.3.13	(株) 文成社	東京都千代田区永田町1-7-1	
こ の 頁 の 小 計	21,450				
そ の 他 の 支 出	110				
合 計	21,560				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		備品・消耗品費（消耗品費）		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考	
名刺作成代	12, 100	令和5. 1. 17	大槻デザインング（株）	東京都中央区湊1-8-13		
パフォーマンスチャージ代	13, 690	令和5. 1. 20	リコージャパン（株）	東京都港区芝3-8-2		
名刺作成代	14, 410	令和5. 2. 17	大槻デザインング（株）	前 掲		
パフォーマンスチャージ代	12, 298	令和5. 3. 20	リコージャパン（株）	前 掲		
事務用品代	17, 604	令和5. 3. 27	(有)南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7		
パフォーマンスチャージ代	20, 735	令和5. 4. 20	リコージャパン（株）	前 掲		
パフォーマンスチャージ代	14, 067	令和5. 5. 22	リコージャパン（株）	前 掲		
パフォーマンスチャージ代	10, 632	令和5. 6. 20	リコージャパン（株）	前 掲		
パフォーマンスチャージ代	13, 525	令和5. 7. 20	リコージャパン（株）	前 掲		
名刺作成代	13, 420	令和5. 11. 20	大槻デザインング（株）	前 掲		
パフォーマンスチャージ代	12, 510	令和5. 11. 20	リコージャパン（株）	前 掲		
事務用品代	17, 132	令和5. 11. 27	(有)南信堂	前 掲		
パフォーマンスチャージ代	12, 302	令和5. 12. 20	リコージャパン（株）	前 掲		
こ の 頁 の 小 計	184, 425					
そ の 他 の 支 出	112, 441					
合 計	296, 866					

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		備品・消耗品費（定期購読料）		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考	
NHK受信料	32,647	令和5.10.26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1		
こ の 頁 の 小 計	32,647					
そ の 他 の 支 出	77,040					
合 計	109,687					

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		事務所費（賃借料）	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出	64,800				
合 計	64,800				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		事務所費（通信費）		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考	
携帯電話料金	11,489	令和5.1.16	ソフトバンク（株）	東京都港区海岸1-7-1		
i-pad通信代	13,204	令和5.1.26	ソフトバンク（株）	前 掲		
携帯電話料金	11,105	令和5.2.16	ソフトバンク（株）	前 掲		
i-pad通信代	13,204	令和5.2.27	ソフトバンク（株）	前 掲		
携帯電話料金	10,546	令和5.3.16	ソフトバンク（株）	前 掲		
i-pad通信代	13,204	令和5.3.27	ソフトバンク（株）	前 掲		
携帯電話料金	10,510	令和5.4.17	ソフトバンク（株）	前 掲		
i-pad通信代	13,204	令和5.4.26	ソフトバンク（株）	前 掲		
携帯電話料金	10,593	令和5.5.16	ソフトバンク（株）	前 掲		
i-pad通信代	13,206	令和5.5.26	ソフトバンク（株）	前 掲		
携帯電話料金	10,538	令和5.6.16	ソフトバンク（株）	前 掲		
i-pad通信代	13,206	令和5.6.26	ソフトバンク（株）	前 掲		
携帯電話料金	10,538	令和5.7.18	ソフトバンク（株）	前 掲		
i-pad通信代	13,206	令和5.7.26	ソフトバンク（株）	前 掲		
携帯電話料金	10,561	令和5.8.16	ソフトバンク（株）	前 掲		
こ の 頁 の 小 計	178,314					
そ の 他 の 支 出						
合 計						

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		事務所費（通信費）		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考	
i-pad通信代	13,206	令和5.8.28	ソフトバンク（株）	東京都港区海岸1-7-1		
携帯電話料金	10,609	令和5.9.19	ソフトバンク（株）	前 掲		
i-pad通信代	13,206	令和5.9.26	ソフトバンク（株）	前 掲		
携帯電話料金	10,641	令和5.10.16	ソフトバンク（株）	前 掲		
i-pad通信代	13,206	令和5.10.26	ソフトバンク（株）	前 掲		
携帯電話料金	10,528	令和5.11.16	ソフトバンク（株）	前 掲		
i-pad通信代	13,206	令和5.11.27	ソフトバンク（株）	前 掲		
携帯電話料金	10,531	令和5.12.18	ソフトバンク（株）	前 掲		
i-pad通信代	13,206	令和5.12.26	ソフトバンク（株）	前 掲		
こ の 頁 の 小 計	108,339					
そ の 他 の 支 出	0					
合 計	286,653					

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		事務所費（事務管理費）		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考	
コーヒー代	19,440	令和5.1.13	エームサービス(株)	東京都港区赤坂2-23-1		
政治資金監査費用	88,000	令和5.2.7	大橋章浩	東京都新宿区笹塚町31		
コーヒー代	19,440	令和5.3.13	エームサービス(株)	前 掲		
コーヒー代	19,440	令和5.5.15	エームサービス(株)	前 掲		
コーヒー代	21,600	令和5.8.14	エームサービス(株)	前 掲		
コーヒー代	21,600	令和5.11.13	エームサービス(株)	前 掲		
コーヒー代	21,600	令和5.12.13	エームサービス(株)	前 掲		
こ の 頁 の 小 計	211,120					
そ の 他 の 支 出	181,089					
合 計	392,209					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		組織活動費（行事・会議費）	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出	10,670				
合 計	10,670				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		組織活動費（渉外費）	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
会費	30,000	令和5.11.14	政策研究フォーラム	東京都港区芝2-20-12	
こ の 頁 の 小 計	30,000				
そ の 他 の 支 出	274,000				
合 計	304,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		宣伝事業費（宣伝広告費）		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考	
ポスター作成代	82,750	令和5.1.11	(株) プットアップ・スタイル	京都府城陽市平川横道8-19		
為書き筆耕代	70,400	令和5.6.7	(株)Aプランニング	東京都文京区小石川2-1-2		
為書き送送代	36,650	令和5.6.7	(株)Aプランニング	前 掲		
看板製作代	99,000	令和5.10.10	善友印刷(株)	神奈川県横浜市都筑区東方町412-1		
こ の 頁 の 小 計	288,800					
そ の 他 の 支 出	32,100					
合 計	320,900					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		寄附・交付金（寄附）	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
寄附	240,000	令和5.1.17	民社協会	東京都港区西新橋2-11-14	
寄附	1,080,000	令和5.6.1	国民民主党東京都総支部連合会	東京都千代田区平河町2-5-3	
こ の 頁 の 小 計	1,320,000				
そ の 他 の 支 出	0				
合 計	1,320,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 2 月 13 日

政治団体の名称 轍の会

会計責任者の氏名

長谷 康人



代表者の氏名

（解散時のみ）



（注）政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の署名・押印のほか、代表者の署名と押印が必要です。

政治資金監査報告書

令和 6 年 1 月 18 日

輦の会

代表 磯崎 哲史 殿

登録政治資金監査人

大橋 章浩

登録番号

第 1156 号

研修修了年月日

平成 21 年 4 月 23 日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、輦の会の令和 5 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、輦の会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

敝の会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以上